東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進事業費に限る。） 被災都市ガス導管移設復旧支援事業費補助金 地域経済産業活性化対策費補助金（福島県等復興産学官連携支援事業に限る。） 福島特定原子力施設地域振興交付金

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	にかほ市三森字上々免一一三番一から同市三森字上々免一一二番一まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十八日

○東北地方整備局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
北秋田市脇神字法泉坊沢六〇番二七から同市脇神字高森堂ノ上九三番一まで	一二・六六メートル～二六一・八三メートル	二・〇一四キロメートル

四　指定する期日　平成三十年二月二十八日

○関東地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野市信州新町日原東字横引二六六番一から同市信州新町日原東字**梳**平七七三番二まで	前	一四・六五～六九・八五メートル	〇・三三七キロメートル
	後	一四・六五～八六・一一	〇・三三七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市信州新町日原東字横引二六六番一から同市信州新町日原東字**梳**平七七三番二まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十八日

○関東地方整備局告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名

一般国道　十九号

二　占用を制限する区域

図面縦覧場所	区域
関東地方整備局及び同局長野国道事務所	長野市信州新町日原東字横引二六六番一から同市信州新町日原東字**梳**平七七三番二まで

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

五　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月一日